

地震は突然やってくる！

昨年の3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0の世界最大級の巨大地震が三陸沖で発生しました。地震の直接的な揺れやその後の大津波により、東北地方を中心に東日本では、多くの家屋が倒壊または流失するとともに、多数の死者や行方不明者が出るなど未曾有の被害を受けました。地震は、いつ発生するか分かりません。市民の皆さんも、過去の災害を忘れることなく、日頃から防災・減災意識を持ち、家庭や地域での備えに努めましょう。

《問合せ》防災課防災係 ☎23-11111

忘れてはいけない北但大震災

本市では、大正14年5月23日午前11時9分、マグニチュード6.8の地震が円山川河口付近で発生し、円山川流域、特に豊岡、城崎地域に甚大な被害をもたらしました。当時の建築物は木造が大半であったために、地震の初動で建物の多くは一気に倒壊しました。地震の発生が昼時であったため、食事の準備のために火をたいていた民家や旅館では、家屋倒壊に伴い、瞬く間に火の手が上がりました。

この火災で、豊岡地域ではまちの半分が焼失し、城崎地域では実に283人(人口比で8.0パーセント)という多

くの方が亡くなりました。犠牲者の大半は、食事準備中に倒壊した建物に挟まれたまま、火災によって焼死した女性でした。

■北但大震災の被害状況(豊岡市地域防災計画から)

地域	全焼	全半壊	破損	死者	負傷者
豊岡	1,137戸	1,312戸	2,148戸	136人	581人
城崎	611戸	117戸	167戸	283人	211人
その他	-	336戸	605戸	1人	-
合計	1,748戸	1,765戸	2,920戸	420人	792人

国内で多発する地震

■過去に国内で発生した震度6強以上の地震(平成12年以降)(消防庁ホームページから)

発生年月日	地震名	最大震度	全壊住家数
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震	7	129,198棟
平成20年6月	岩手・宮城内陸地震	6強	30棟
平成19年7月	新潟県中越沖地震	6強	1,331棟
平成19年3月	能登半島地震	6強	686棟
平成16年10月	新潟県中越地震	7	3,175棟
平成15年7月	宮城県北部地震	6強	1,276棟
平成12年10月	鳥取県西部地震	6強	435棟

地震から身を守るためには

普段からの備え

- ・家の耐震補強
- ・家具の転倒防止
- ・非常持ち出し品の準備
- ・家族の安全確認方法などを決めておく など



大きな揺れ、

長い揺れを感じたら

まず身の安全、しばらく様

子を見る

海の近くにいる人は、津波が来るかもしれないので、揺れが収まり次第、高台に避難する

◆家の中では…

- ・ガラス面から離れる
- ・倒れてくる可能性のある家具や棚から離れる
- ・座布団などで頭を保護する
- ・テーブルや机の下にもぐる
- ・緊急時を除いては揺れが収まるまでは外へは出ない
- ・(緊急時とは、家全体がきしみ始めたり、壁にひびが入ったりする状態で、家屋が崩壊する危険性がある場合)



にしばらく様子を見る。避難する際は、エンジンを付けたままで車を離れる

◆エレベーターの中では…

- ・階数ボタンを全て押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合は、連絡ボタンを押して係員の指示に従う

揺れが収まったら

- ・窓や戸を開け、出口の確保
- ・慌てて外に飛び出さない
- ・落下物などがあることも
- ・門や塀などには近寄らない

地震による火災を防ぐ

- ・地震の揺れが収まってから火を消す(最近の器具は自動消火する物がほとんど)
- ・可能なら初期消火を行う
- ・避難の際はブレーカーを下ろし、電気の供給を止める
- ・ガスの元栓を閉める

避難するときは

- ・正しい情報で確かな行動を
- ・：テレビやラジオ、市の防災行政無線、市ホームページなどから情報収集を
- ・避難先などのメモを玄関に
- ・家族の安全確認後に、隣近所の安全確認を

協力し合って、救出・救護

- ・自主防災組織、隣近所などで協力し合って救出・救護を

【安全エリア】

家の中では、面積に対して柱や壁の数が多い場所が安全エリア

◆歩行中は…

- ・窓ガラスや瓦などの落下物から身を守るため、かばんなどで頭を保護して、空き地や公園などに避難する。
- ・石垣、ブロック塀、自動販売機などには近寄らない

◆車の運転中は…

- ・道路の左側や空き地に車を止め、エンジンを切りラジオで情報を確認するとともに

災害時要援護者登録制度を見直しました

「災害時要援護者を「避難行動要援護者」と「情報伝達等要援護者」に区分し

災害時要援護者登録制度の登録対象者は、介護保険法による要介護度が3～5の方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方などとしており、現在の名簿登録対象者は約9千人、うち登録者数は約5600人となっています。

災害時要援護者

(施設入所者は除く)

◆避難行動要援護者

避難準備情報が発令された場合、地域支援者が避難支援を行う。

【基準】

次の①～④のいずれかに該当し、かつ、単身の方または高齢者のみの世帯、もしくは障害者のみの世帯にある方

- ① 介護保険法による要介護度が3～5の方
- ② 身体障害者のうち、身体障害者手帳1・2級の方
- ③ 知的障害者のうち、療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方

このため、真に避難行動の支援が必要な方の情報を支援いただく方々に明確にし、災害時に確実に支援が及ぶようにするため、登録対象者の条件の見直しを行いました。

見直し内容は、現行基準の災害時要援護者を身体等の状態および世帯の状況によって、支援がなければ避難が容易でない「避難行動要援護者」と、情報伝達等の支援によって自らあるいは家族等で避難が可能な「情報伝達等要援護者」に

区分するというものです。

当し、「避難行動要援護者」以外の方

① 介護保険法による要介護度が3～5の方

② 身体障害者のうち、身体障害者手帳1・2級の方

③ 知的障害者のうち、療育手帳A判定の方

④ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方

⑤ 1人暮らし高齢者

⑥ 高齢者のみの世帯の方

⑦ 前各号に掲げる方に準ずる状態にある難病患者など

※地域支援者とは、行政区(自主防災組織を含む)役員、消防団、民生委員

災害時要援護者支援に地域ぐるみで取り組みましょう

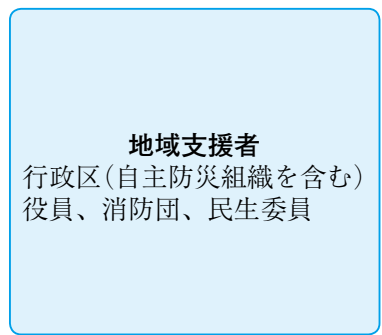
災害時において、災害時要援護者に対する避難支援体制を拡充することが大切です。

このため、地域支援者だけでなく、隣近所を含めた地域ぐるみの支援が行えるよう、地域の実情に合わせて、災害時における情報伝達体制、避難行動支援体制の拡充に取り組みましよう。

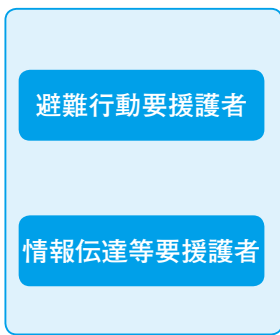
避難準備情報が発令された場合、地域支援者が避難情報を伝えたり、安否確認等の支援を行う。必要に応じて避難支援を行う場合もある。

【基準】

次の①～⑦のいずれかに該当

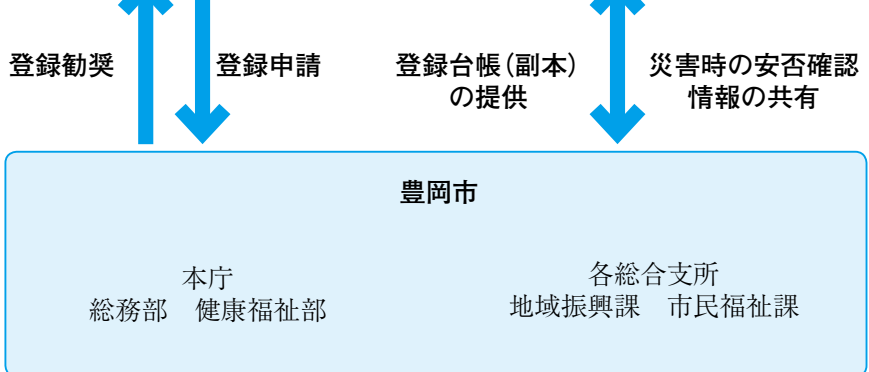


避難行動支援
情報伝達等支援
(状況により避難行動支援も)



平常時から声掛けなどに取り組みましよう

災害時における情報伝達、避難行動支援を迅速・円滑に行うためには、平常時からの取組みが大切です。平常時から、災害時要援護者に対する声掛け運動を展開するなど、地域および近隣での見守り体制促進に取り組みましよう。



自助の意識を高めましよう
災害は突然襲ってきます。大切なものは、それに備えて普段から心構えと準備をしておくことです。自助(自分の命は自分で守る)の意識を、平常時から高めましよう。

《登録・問合せ》社会福祉課 地域福祉係 ☎2417032
FAX 2414516